

沖縄県立芸術大学奏楽堂ホール使用細則

令和4年4月14日

沖芸大細則第5号

(趣旨)

第1条 沖縄県立芸術大学奏楽堂管理運営規程(令和3年沖芸大規程第101号。以下「規程」と

いう。)第19条に基づき、奏楽堂ホール(以下「ホール」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 ホールを使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前号に掲げる者以外の者で、学長が適当と認めた者

(使用時間等)

第3条 ホールの使用時間については、授業では2限～5限(10時20分から17時30分)、演奏会・ゲネプロについては、17時30分から22時(準備及び撤収時間を含む)までを原則とする。

2 規程第10条に定める「授業によるもの」「大学の行事等」の使用は、学年暦、授業時間割表、奏楽堂使用計画表に明示し、前年度末までに関係教授会に報告するものとする。

3 前項を除き、次の各号に定める日は、使用することができない。

- (1) 日曜日、祝日(振替休日を含む)、年末年始、慰霊の日及び開学記念日
- (2) 入構禁止期間
- (3) 設備点検日及び休館日

4 ホールの使用期間は、原則として2日以内(1日当たり8時間以内)とする。

5 前各項規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、使用日時及び使用期間を変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 規程第10条第1号「授業計画によるもの」は前条第2項により、奏楽堂使用計画表に明示されるが、策定後生じた計画変更(補講)による使用は、使用予定日の一週間前までに「奏楽堂使用承認願い」(第3号様式)を教務学生課に提出し、音楽学部教務学生委員長および奏楽堂管理運営委員長の承認により使用することができる。承認後は事務局にて「奏楽堂ホール使用簿」に記載する。

2 規程第10条第3号「音楽会、講演会、その他の催しで特に学長が必要と認めたもの」に関する申請については次に定める。

- (1) 前第2条第1号である本学の教職員(本学の教員が所属して活動している学術・芸術・教育団体が当該教員を使用責任者として申請した場合、および、非常勤講師においては所属専攻、事務局職員においては事務局長の推薦があった場合に本学教職員の扱いとする)が使用を希望する場合は、原則として使用予定日の一ヶ月前までにホー

ル使用許可申請書（第1号様式）を提出し、奏楽堂管理運営委員会の許可を受けなければならない。

- (2) 前第2条第2号である本学の学生は①芸大祭、②自主企画による演奏会、展示、講演等で使用できるものとし、①は芸大祭実行委員長が、②は実施責任者が所属する専攻の議を得たうえで、原則として使用予定日の一ヶ月前までにホール使用許可申請書（第1号様式）を教務学生課に提出し、学生部長および奏楽堂管理運営委員会の許可を受けなければならない。

なお、前第2条第1号、第2号は学年暦等が確定した4月1日以降に申請可能とし、承認後事務局にて「奏楽堂ホール使用簿」に記載する。

- (3) 前第2条第3号である学外者等については「奏楽堂ホールの学外者の使用に関する取り扱い要項」で別に定める。

(使用の許可)

第5条 学長は、前条2項の申請を適当と認めた場合は、ホール使用許可書（第2号様式）を当該申請者に交付するものとする。

(使用の条件)

第6条 使用者は、教育及び芸術文化研究施設としてふさわしい使用をすることを基本条件とし、次の各号に掲げる事項のすべてを忠実に守らなければならない。

- (1) 使用目的以外の目的に使用しないこと
- (2) 会場の設営及び設備の使用については、必ず管理担当者(ホールスタッフ)立会いのうえ行うこと
- (3) ホール内での飲食、物品の販売は、原則として行わないこと
- (4) 奏楽堂内はすべて禁煙である。喫煙は建物外の所定の場所以外では行わないこと
- (5) 掲示等は、所定の場所以外では行わないこと
- (6) 使用にあたっては、ごみ等を散乱しないよう常に清潔を心がけること
- (7) 使用中は、常に使用責任者が常駐すること
- (8) 使用後は速やかに現状回復を行うこと

2 使用者は、ホール使用許可書の注意事項を守らなければならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 学長は、次の各号の一に該当すると認められる場合は、ホールの使用を制限し、又は許可を取消することができる。

- (1) 使用者がこの細則又は許可の条件に違反したとき
- (2) 本学の運営に支障があると認められたとき
- (3) 本学が使用する必要が生じたとき

(返還)

第8条 使用者は、ホールの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに現状に復して返還しなければならない。

(事故の責任)

第9条 本学は、ホールの使用中に生じた一切の事故について、その責めを負わない。

附 則（令和4年4月14日学長決裁）

この細則は、令和4年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。